

判決年月日	平成20年 3 月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成18年(ネ)10065号		
○ 特許権侵害訴訟の第 1 審において、特許が審判により無効とされるべきものであるとの理由で特許権者の請求を棄却する判決がされ、これに対する控訴の提起後に、特許権者が訂正審判請求をし、訂正を認める審決が確定した事案において、訂正後の特許請求の範囲との関係では、被控訴人方法は技術的範囲に属さないとして、控訴が棄却された事例			

(関連条文) 特許法101条4号, 104条の3

(要旨)

特許権侵害訴訟の第1審において、特許が審判により無効とされるべきものであるとの理由で特許権者の請求を棄却する判決がされ、これに対する控訴の提起後に、特許権者が訂正審判請求をし、訂正を認める審決が確定したため、訂正後の特許請求の範囲は次のとおりとなった。

「【請求項1】 コロイド混入及び不安定化スペースが内部につくりあげられている未処理液流内に試薬を注入するという沈降による液体処理法であって、前記液流は中間コロイド凝集スペース内を循環し、次に清澄化された液体が取出される分離板を備える沈降スペースに入り、液より濃厚な不溶性粒状物質があらかじめ定められた比率で、中間凝集スペース内で維持されるものより大きな速度勾配の乱流が維持される混合スペース内の液中に注入され、乱流は中間凝集スペース内に生じて粒状物質を懸濁状態に保って凝集体を成長させ、その速度勾配は成長した凝集体の破壊をもたらさず、事実上すべての粒状物質が沈降スペースにもたらされ、沈降スペース内で回収されたスラッジが除去され、粒状物質がそこから除去され、洗滌後に再循環されることを特徴とする、方法。

【請求項2】 混合スペース内で、中間凝集スペース内で維持されるものより明らかに大きな速度勾配が維持されることを特徴とする、特許請求の範囲第1項に記載の方法。」

控訴審において、訂正後の特許請求の範囲記載の発明について、次のとおり判断され、控訴が棄却された。

1 混合スペースから中間凝集スペースへ未処理液流を移動させて中間凝集スペース内で凝集体を成長させるものであり、未処理液流が中間凝集スペースと混合スペースの間を移動することは、予定されていない。

2 被控訴人方法は、フロック形成槽1の構造からして、フロック形成槽内の全体にわたって液流が循環するものであるところ、前述した中間凝集スペースの技術的意義に照らす

と、請求項 1 記載の発明がそのような態様まで包含するとは認められない。

3 被控訴人方法は請求項 1 記載の発明の「液流は中間コロイド凝集スペース内を循環し」との構成要件を充足しないから、技術的範囲に属さない。

4 請求項 2 記載の発明についても同様の理由で技術的範囲に属しない。